一　保安林の所在場所　福島県南会津郡南会津町古町字前山二五〇一から二五〇四まで、二五〇六から二五一三まで、二五三四、二五三七の一、二五三七の二、二五三七の四から二五三七の一三まで、二五三七の一五、二五三七の一七、二五三七の一九から二五三七の四〇まで、二五三七の四二から二五三七の六〇まで、二五三七の六二から二五三七の六七まで、二五三七の七三から二五三七の九二まで、二五三七の九四から二五三七の一一五まで、二五三七の一一七から二五三七の一三一まで、二五三七の一三三から二五三七の一五三まで、二五三八、二五四〇の二、二五四一の一、二五四二の一、二五四三の一、二五四四から二五四七まで、字高久保二四五八から二四六二まで、二四六三の五から二四六三の一〇まで、二四六三の三一から二四六三の四二まで、二四六三の四四から二四六三の五七まで、二四六三の七〇から二四六三の七九まで、二四九一まで、二四九三から二四九七まで、二四九八の一、二九六〇、字広瀬下六四から七二まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　福島県東白川郡棚倉町大字流字豊山五〇、五一、五七、七一、一七四、一七五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び棚倉町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　秋田県由利本荘市鳥海町上笹子字湯ノ沢一、三六の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　(一)　指定の目的　土砂の流出の防備

(二)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字湯ノ沢一・三六の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

保安林の所在場所　秋田県由利本荘市鳥海町伏見字高平二四七から二五一まで、二七七

(三)　指定の目的　土砂の崩壊の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　秋田県仙北市西木町桧木内字長戸呂二〇、二八、四五、四三二、四三五、四三六、四三八、四四一、四四五、四四七、四五〇から四五三まで、四五四の一、四五四の二、四五四の四から四五四の七まで、四五八、四五九、四九七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字長戸呂四五・四五一・四五二・四五四の一・四五九・四九七（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び仙北市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市厳木町瀬戸木場字東原三四の一一、五五、六〇の七、六〇の九、字前一六九の二、一六九の一三、一七六の二、二八四の一から二八四の三まで、字三十谷三二二の五、三二二の一〇から三二二の一二まで、三二二の一四、三二二の一六、三三八の一から三三八の四まで、三三九の一から三三九の三まで、三四〇から三四二まで、三四三の一、三四三の二、三四五の一、三四五の四、三四八の二、三五〇の一、三五〇の二、三六二の二、三六二の九、三六二の一〇、字黒川原四〇八の三六、四〇八の三八、字裏四六七の一五、四六七の二二、四六七の四三、四六七の四五、四六七の四六、厳木町浪瀬字堂地一二四の一から一二四の四まで、一二五、一九四の一、一九四の二、一九五、二〇四から二〇七まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　佐賀県嬉野市嬉野町大字不動山字飯盛丙二七三四、丙二七四〇、丙二七四五、丙二七五三の二、丙二七八二、字広田丙二八二八の二、字矢頭代丙二八四二の二、丙二八七六の三、丙二八八〇の三、字上峠丙二九五五、丙二九五六、丙二九六六の二、丙二九六八の一、丙二九六八の三、丙二九六九の二、丙二九八〇の七、丙二九八八の一、字長谷丙三〇一三の一、丙三〇四〇、丙三〇四五、字甘樫丙三一一二、丙三一一五、丙三一一八、丙三一二〇、